

別表第3(第4条関係)

| | |
|--------|---|
| 補助事業名 | コンクリートブロック塀安全対策事業 |
| 補助対象経費 | 危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)を、所有者が登録工務店、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等の設置に要する経費 |
| | 安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する |
| 補助要件 | 地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路若しくは避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6条第1項)に位置付けられた避難路に位置する危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの |
| 補助限度額 | 205,000円/件 |
| | 補助対象経費が補助限度額に満たない場合は、その額とする。 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 |

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1(ただし、鉄筋コンクリート塀にあつては、点検項目5～7を適用する。)に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

②組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの